

◆令和7年度第1(59)回審議会等での意見に対する県の回答

資料No. 4

項番	区分	内容項目	発言内容	県の回答	答申案反映状況 ○反映 △一部反映 ×反映困難	
					反映状況	該当頁
1	審議会 (メール 提出)	「ノーマライゼーション」の表現	「素案」P 3に「ノーマライゼーション」という表現を継続して使用するよう書かれているが、「性別や年齢、国籍の違い、障害の有無などにかかわらず…」と、「など」と表記していることの中には、いわゆる「マイノリティ」の人々すべてが含まれると考えられ、 <u>実際県はそう取り組んでこられたと考えるので、「ノーマライゼーション」ではなく「インクルージョン」としてはどうか。</u>	国の第二次基本計画において、「ノーマライゼーション」という表現が見直されていることから県でも同様の見直しを検討しています。 「インクルージョン」については、県の担当部署の計画（※）等では、「インクルージョン」ではなく、「共生社会」との表現を使っていることから、既存の「共生社会」を使用したいと考えています。 ※ 例えば、「第5期岡山県障害者計画」は障害者基本法に基づき策定しており、同計画は同法第3条に規定する「共生社会」の実現を目指して、「障害のある人」に関する施策を推進しています。 【障害福祉課】	△	4頁
2	審議会 (メール 提出)	権利の享有主体	国の基本計画（第二次）P12・13「（2）人権啓発 ア 内容（イ）権利の享有主体…」に書かれていることは重要な指摘と考えている。これまでの人権啓発・教育で不十分な点であったと言える。ぜひ、 <u>このことを加味した内容を指針に盛り込んでいただきたい。</u>	別添答申案のとおり修正します。 【人権・男女共同参画課】	○	1・9頁
3	審議会	課題横断的な人権課題	国の第二次基本計画を見ると、確かに「課題横断的な人権課題に対する取組（インターネット上の人権侵害）」と記載されているが、 <u>課題横断的という言葉が分かりにくく、一見するとどの項目も課題横断的になり得る。そうではなく、言葉は適切か分からないが、インターネットは人権侵害を生み出すいわばプラットフォームであり、差別や人権侵害を生み出してしまふ環境ということで別の取扱いをするということだと思う。この「課題横断的」という言葉が、誤解を与えるので、項目名は国の第二次基本計画に合わせる方がよいが、その意味について分かりやすい説明が本文中に必要だ。</u>	別添答申案のとおり修正します。 【デジタル推進課】 【人権・男女共同参画課】	○	18・21頁
4	審議会	課題横断的な人権課題	インターネット上の人権問題について、各人権課題から格上げではないが、今現在、社会の中で多発している人権侵害はインターネットに起因することを考えれば、国の基本計画に合わせ、一番上の課題、横断的な人権課題として項目を設けることは賛成である。その際、先ほど委員も言われたとおり、「課題横断的」という言葉について、 <u>分かりやすい説明が必要だ。</u>	別添答申案のとおり修正します。 【デジタル推進課】 【人権・男女共同参画課】	○	18・21頁
5	審議会 (メール 提出)	ギガスクール構想による一人一台タブレット	P19の第2段落目、「しかしながら、スマートフォンや携帯電話等（以下「スマートフォン等」という。）の急速な普及や、タブレットやゲーム機等の情報通信機器から簡単にネットに接続することが可能になったことと、…」について、 <u>ギガスクール構想による一人一台タブレットで、簡単にネット接続できるので、記述が必要だと考える。</u> P20の（イ）には「いじめや依存症などの健康被害」があるが、原因の一端として、 <u>学校で配布されたタブレットがある。タブレットでいじめや依存症などの健康被害が起きている現実がある以上、触れないわけにはいかない。</u>	別添答申案のとおり修正します。 【人権教育・生徒指導課】	○	19頁

◆令和7年度第1(59)回審議会等での意見に対する県の回答

資料No. 4

項番	区分	内容項目	発言内容	県の回答	答申案反映状況 ○反映 △一部反映 ×反映困難	
					反映状況	該当頁
6	審議会 (メール 提出)	タブレットの配付責任	P19の第4段落目、「また、タブレットやゲーム機等の利用については保護者自身が十分に危険性等について認識し、適切な対応が求められています。」について、第5次指針（令和3年3月）当時の「タブレット」は家庭で買い与えたタブレットをイメージするが、今は、学校が配布したタブレットをイメージする。このため、保護者だけに責任を負わせるのは筋違いだと思う。	別添答申案のとおり修正します。 【人権教育・生徒指導課】	○	19頁
7	審議会 (メール 提出)	市町村教育委員会の記述	P20の(り)の冒頭、「学校においては、インターネット上のいじめや依存症等の問題点や危険を踏まえ、」について、児童生徒の利用制限などのタブレットの設定を行うのは、各学校ではなく教委であるから、「市町村教育委員会」の記述も必要だ。 YouTubeが全く見られない、20時までは見られる、特に制限はないなどの設定変更は各教員・学校では不可能だ。	別添答申案のとおり修正します。 【人権教育・生徒指導課】	○	21頁
8	審議会	教育現場での教育施策	SNSなどのインターネット利用について、子ども家庭課の依頼を受け、過去10年ほど講演をして、さまざまな話をしたが、主には父兄が対象だ。保護者には理解していただけるが、子どもの場合、小学校の高学年でもなかなか内容を理解してもらうことは難しい。ネットの利便性とデメリットについて、教育として教えるとするならば、まず教育をする者への教育が必要である。 外国人の問題について、岡山県は人口180万人程度であり、そのうちの2%程度に当たる4万人の外国人がおり、東南アジア系が多い。全国で見ると、入管法改正による規制緩和がされてから、以前よりも外国人がどんどん日本に入ってくるようになった。日本語が理解できない場合に、教育行政としては、いわゆる教員の加配や、取り出し教育というものをしていくのか。 この2つの課題について、共通していることは、行政対応としての施策になっているが、教育現場での教育施策となっていないのではないかということである。国際課とすれば、外国人問題が入っているが、教育政策としてはその問題が入っておらず、教育として捉えないとなかなか子どもには理解してもらえない。	教職員へはスマートフォン等の利用実態調査結果を基に、全校種及び管理職を対象とした研修をとおり、インターネットのみならずSNS等の利便性やその危険性について指導啓発等を実施しているところ。また、県立学校や市町村教委等を対象としたスマホ・ネットに関する研修についても、要望に応じて実施しています。 日本語指導が必要な児童生徒等は増加傾向にあり、日本語指導等の支援員を配置して、特別の教育課程による取り出し指導や、母語支援員による入り込み指導を実施しているほか、翻訳機の貸し出しをしたり、通訳による保護者支援をしたりしています。 【人権教育・生徒指導課】	○	インターネット 21頁 ・ 外国人 51頁
9	審議会	「女性」の相談窓口	「女性」の相談窓口について、例えばトランス女性と男性との間の暴力やレズビアンなどの暴力の相談が断られる事態がある。素案19ページで「男女間のあらゆる暴力の根絶」と記載していると、そのような相談は断られると思われるかもしれない。「男女間、あるいはすべてのセクシュアリティ」など一言入れると、「多様な性」の項目との整合がとれると思う。	別添答申案のとおり修正します。 【人権・男女共同参画課】	○	24・25頁

◆令和7年度第1(59)回審議会等での意見に対する県の回答

資料No. 4

項番	区分	内容項目	発言内容	県の回答	答申案反映状況 ○反映 △一部反映 ×反映困難	
					反映状況	該当頁
10	審議会	「合理的配慮」と「工賃向上計画」	「合理的配慮」という言葉について、ページによって「合理的な配慮」と「必要かつ合理的な配慮」と表記が異なっている。政府が閣議決定した基本方針では、社会的障壁の除去についての必要かつ合理的な配慮を略して「合理的配慮」と言っている。「必要かつ合理的な配慮」と表記をすると、社会的障壁という言葉がないという点でどうなのかと思うので、「合理的配慮」で統一してよいのではないかと。 また、「工賃向上計画」について、現在の素案ではその文言が削除されているが、福祉的就労と一般就労のどちらも課題であり、両方について述べるのがよいと考える。「工賃向上計画」を削除するのは大きなインパクトである。	別添答申案のとおり修正します。 【障害福祉課】	○	42・43頁
11	審議会（メール提出）	「インクルーシブ教育」	「第4章」の「障害のある人」P36に「インクルーシブ教育システム」という文言が出てくるが、この文脈では、「インクルーシブ教育」を狭義でとらえているように感じる。「インクルーシブ教育」は「インクルーシブ社会」（県が言う「共生社会おかやま」）の実現のための、学校における「どの児童生徒も分け隔てなく、同じ場所で、ともに学ぶ」システムであって、決して「障がい」のある人だけが対象ではないと考えている。書きぶりの検討をお願いする。	当該記述が「障害のある人」項目における記述であり、県教委が取り組む現在の「インクルーシブ教育」が「共生社会を目指すため、障害のある子どもがその能力等を可能な限り発達させ、より一層社会参加することを目指す。障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶ仕組み」であることから、妥当な表現と考えています。 御提案の趣旨を踏まえ、注記で上記「」（かっこ）内の趣旨等を付記することを考えています。 【人権教育・生徒指導課】	△	42・44頁
12	審議会（メール提出）	「障害の社会モデル」 「障害の人権モデル」	国の基本計画（第二次）P32に「障害の社会モデル」という言葉が出ている。この考えは非常に大事な考え方と思う。この考え方が広く県民のみなさまに届き、真の意味の「インクルーシブ社会」「共生社会」の実現が早まることを望んでいる。どこかに明記していただけないか。また、「障害の人権モデル」についてもたいへん重要と考えている。併せて検討いただきたい。	県では、「障害の社会モデル」や「障害の人権モデル」の表現は使用していませんが、その考え方を含む「共生社会」の表現を用い、障害者基本法に基づき策定した「第5期岡山県障害者計画」等により、取組を推進しているところです。 また、指針においては、「1 基本理念」において、上記考え方を包含した「『共生社会おかやま』の実現」を目指しているところであり、個別の人権課題である「障害のある人」においても「障害の社会モデル」や「障害の人権モデル」ではなく、「共生社会」の表現を使用したいと考えています。 【障害福祉課】	△	40・42・43頁
13	審議会	「多機関ワンストップサービス」	「犯罪被害者等」について、複数の関係機関が連携して、一連の支援を行う「多機関ワンストップサービス」がすでに全国的に始まっており、岡山県でも、岡山県犯罪被害者等支援調整会議が令和7年4月1日より設置されていると思うので、指針見直しの際には、この内容も検討してほしい。	県では、令和7年度末に「第5次岡山県犯罪被害者等の支援に関する取組指針」を、国（警察庁）の「犯罪被害者等基本計画」に基づき策定予定ですが、現在、同計画は見直し中で、どのような書き方がされるかは不明です。県としては「多機関ワンストップサービス」を人権指針（P62～63）に記述予定ですが、具体的な文案については、国の計画骨子案を勘案し、今後検討します。 【くらし安全安心課】	○（予定）	62・63頁

◆令和7年度第1(59)回審議会等での意見に対する県の回答

資料No. 4

項番	区分	内容項目	発言内容	県の回答	答申案反映状況 ○反映 △一部反映 ×反映困難	
					反映状況	該当頁
14	審議会	「性同一性障害」	「多様な性」について、本文中に「 <u>性同一性障害</u> 」と記載されているが、この言葉自体がもう使われなくなるので、「性同一性障害」を「 <u>性別不合</u> 」に変えていかないといけない。そうすると、今までの体の性という定義も変わってくる。	別添答申案のとおり修正します。 【人権・男女共同参画課】	○	64頁